

倉庫保管料

※各倉庫保管料・荷役料については届出制となっているため、各倉庫業者にお問い合わせください。

料金の説明中、消費税率は平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % に改正されます。

＜横浜港木材倉庫株式会社＞

TEL 045-774-6641

【野積倉庫作業料】

I 料金の種類及び額

1 基本料率（1 トンにつき、単位 円）

品 目			甲 地 (A) 庫入れ又は庫出し	
有 姿 貨 物	木 材	原 木	南洋材・米国材	762
			北洋材	747
		製 材		778

庫出コンテナ詰又は、コンテナ出し庫入れ作業 (1 トンにつき、単位 円)

区 分	甲 地 (A)
木 材	2, 038

2 割増料率及び割引料率

(1) 割増料率

種別	内容	割増料率又は割増額
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の 10% 増
半夜荷役	17 時から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料率の 60% 増
土日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料率の 60% 増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日(振替休日を含む)における荷役	基本料率の 100% 増

(2) 割引料率

種別	内容	割引率
大口数量割引	荷主からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が 1000 トン以上の場合	当該貨物量につき ① 3000 トンまでの部分は基本料率の 5% 引 ② 3000 トンを超え 5000 トンまでの部分は基本料率の 7% 引 ③ 5000 トンを超える部分は基本料率の 10% 引
長期大量割引	同一荷主から 3 か月以上の長期契約に基づき、1 回当たり 3000 トン以上の荷役を 1 か月に 2 回以上、3 か月以上連続して引き受けた場合	1 回当たり 3000 トン以上の荷役につき、基本料率の 5% 引

3 その他の料率

(1) 特殊荷役料

はい替 庫入又は庫出料率の 80%

仕 訳 " 30%

看 貫 " 30% (計量器使用、検数立会人の費用は含まない)

庫移し 庫入又は庫出料率の合算額

(2) 量目調整料 実費を申し受けます。

(3) 待機料 (1口1時間につき、単位 円)

一口の作業構成員数		4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼間 8時30分から 17時30分	甲地 (A)	19,490	31,140	42,820	54,510	66,180	77,870
半夜 17時00分から 21時30分	甲地 (A)	30,320	48,440	66,610	84,790	102,950	121,130

(4) 最低料金 (1口につき、単位 円)

一口の作業構成員数		4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼間 8時30分から 17時30分	甲地 (A)	154,620	247,040	339,710	432,450	525,030	617,770
半夜 17時00分から 21時30分	甲地 (A)	154,620	247,040	339,710	432,450	525,030	617,770

(5) トラック積卸手伝料金

庫入又は庫出料率の 40%以内

4 消費税の加算

料金の総額の 5%に相当する金額を、別途加算の上申し受けます。ただし、保税上屋又は保税倉庫に蔵置中の輸出入貨物に係わる料金については、この限りではありません。

II 料率の適用

1 料率表に記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上決定した料率を基本料率とします。

2 料金の計算

料金の計算は、次によります。

(1) 計算トン数 (コンテナを除く) は重量 1000 kgをもって1トンとして計算したトン数又は体積 1.133 m³をもって1トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とします。

(2) コンテナの計算トン数は、実入・空とも 20 フィート型は1個当り 32 トン、40 フィート型

は1個当り48トンとします。(20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。)

- (3) 1個の体積が0.025 m³に満たない貨物は、1個の体積を0.025 m³として計算トン数の算出を行います。
- (4) 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引きします。また、超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算します。
- (5) 庫入又は庫出1回の料金の総額が300円に満たないときは、300円を申し受けます。
- (6) 消費税の加算については
 - ア 料金の総額に5%を乗じて計算します。
 - イ 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

3 割増料率

割増料率の適用は次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

17時より21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 土曜日荷役割増

土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

(3) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、国民の祝日(振替休日を含む)及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(4) 雨天・雪天荷役割増

荷主の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合には所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

4 割引料率

割引料率の適用は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

荷主からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1000トン以上の場合には、所定の大口数量割引を適用します。

(2) 長期大量割引

同一荷主から、3か月以上の長期契約に基づき、1回当り3000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月以上連続して引き受けた場合、当該荷役については所定の長期大量割引を適用します。

5 その他の料率

その他の料率の適用は次のとおりとします。

(1) 特殊荷役料

本料金は、貨物のはい替、仕訳、看貫、仮置、庫移し作業を行った場合に適用します。ただし、看貫作業における計量器使用及び検量立会人の費用は、本料金とは別に実費を申し受けます。なお、本料金に対してはⅠ-2(割増料率及び割引料率)、Ⅱ-1(料率表に記載

のない貨物)及び同2(料金の計算)の規定を適用します。

(2) 量目調整料

本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用します。

(3) 荷直料

本料金は、荷直作業を行った場合に適用します。

(4) 待機料

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては17時00分)以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から17時00分までの間、半夜荷役にあつては、17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料を適用します。ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものである時に限ります。

(5) 最低料金

本料金は次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が倉庫業者の責に帰さないものである時に限ります。

ア 荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取り消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取り消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

イ 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業、或いは待機がともなつたこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業料に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、当該最低料金を適用します。

(6) トラック積卸手伝料金

本料金はトラック積卸作業を要請により手伝つた場合に適用します。

6 個別に協議して定める料金

(1) 特殊な貨物(特大品、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)の荷役、又は特別な荷役(荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役など)の場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合わせ、詰替えその他の作業を行った場合には荷主と協議の上、実費を申し受けます。

(3) 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、荷主と協議の上一定の期間を限り特別料金を申し受けることがあります。

(5) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理を行った場合は荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

(6) 本料金表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

【倉庫保管料率表】

1 適用規定

- (1) 基本料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ1期として計算します。
- (3) 従価率による算出は寄託申込価格（寄託申込価格が不相当と認められるときは時価によります。）により、重量率による算出は正常な重量または体積によります。
- (4) 重量は1000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133 m³をもって1トンとします。
- (5) トン数は重量、体積いずれか大なる方によります。
- (6) 保管料は従価率と重量率とによって算出合算した金額の上下それぞれ5%の範囲内とし、銭位をもって四捨五入します。
- (7) 請求各口につき50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算します。
- (8) 請求1口に総額が500円に満たないときは500円とします。

2 基本料率表（1期料率）

分類	品 目	甲 地	
		従価率	従量率
		1000円に付	1トンに付
農林水産品	木 材	0.82円	242円

3 割増料率

保税貨物には、基本料率に3割以内の割増率を付加します。ただし、無税品は基本料率の1割増とします。

遭難貨物、特大品、荷造不完全、積載不適、積載制限、小口貨物、又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。